今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議　提言　概要

これまでの成果	現在の主な課題	見直しの方向性
○ 地域の競技力向上に寄与 ○ 地域のスポーツ施設が充実 ○ インフラ整備等の社会基盤の構築 ○ オリンピック等世界規模の大会での日本人選手の活躍の基盤	○ 我が国最高水準の大会をどう実現するか ○ 少子化や人口減少、地方財政の逼迫 ○ 開催地の経費負担・人的負担の増大 ○ 開催地の宿泊・輸送の手配が困難	「魅力ある持続可能な大会」となるため、大会の理念や意義を明確にし、地域の人々にベネフィット（恩恵）が実感される取組

共通認識　国民全体の注目を集め、地方創生に寄与すべく開催地の活性化に重きを置いた大会となるよう ゼロベースで構造改革に取り組む

大会の理念（根本原則）

「トップアスリートと地域スポーツの好循環　～人と地域の未来を創る～」

国民スポーツ大会は、スポーツの本質と価値を生かし、人々の生き方と地域、社会を豊かにする、トップアスリートが参加する我が国最高の総合競技大会である。

ふるさと（郷土）を代表する選手が、フェアプレー精神に基づき、持てる力を存分に発揮し、あるいは競い助け合いながらスポーツを楽しむ集いである。

自らのプレーを通じ、仲間たちとの友情を深め、大会をみる人やささえる人を巻き込む集いである。

大会にかかわる多様な主体の多様な活動により、開催地はもとより、我が国の人づくり、地域づくりに貢献し、社会課題の解決にも寄与するなど、スポーツをする人、みる人、ささえる人の誰もが主役となる国民の祭典である。

ポイント

- ➢ 国民スポーツ大会を、年間を通じた大会（JAPAN GAMES）に変革
- ➢ 国民スポーツ大会を生かした「地方創生・まちづくり」を推進
- ➢ 開催自治体の負担軽減のための機関（組織）の構築等により持続可能な大会を実現

概要

※各記載内容の具体化にあたっては、全国知事会（・開催自治体）及び文部科学省と協議のうえ決定することとする。

1. 開催の時期及び開催期間　開催時期及び開催期間を柔軟に設定
トップアスリートが参加しやすい環境、宿泊・輸送の負担軽減、複数競技の同一施設活用による施設の新設抑制効果

2. 開催の頻度　毎年開催を維持

3. 都道府県対抗と総合成績
都道府県対抗の効果を認めつつ、得点の算出方法を抜本的に見直し
顕著な実績をあげた個人や団体を特別に表彰
年間を通じた大会に改革することを踏まえた総合表彰の在り方の検討

4. 開催地及び競技施設　持ち回り方式と立候補制導入の両面検討
＜開催地＞
単独開催に加えて、複数都道府県での開催も
競技によって特定の施設に開催場所を固定化（聖地化）
＜競技施設＞
競技団体は必要以上のものを求めない
JSPOは競技団体に対し施設の新設・改修を最低限とすること等への理解を求める

5. 総合開・閉会式の在り方
住民・アスリートとの触れ合いの場としての視点も持ちつつ、運営の簡素化、屋内開催の可能性などを検討

6. 競技の規模・参加者　開催時期及び開催期間の柔軟な設定　競技会を分散
大会の規模適正化　⇒　スポーツ振興と開催地の負担軽減のバランスを図る
新たな競技の実施を検討する
選手はもとより、多くの国民が参加できる枠組みを検討

7. 負担軽減　国やJSPOが主体となって開催地の費用負担と事務負担を軽減
「入場料の徴収や企業協賛制度の見直し」「『見直しの趣旨に沿った中央競技団体の取組』や『固定化（聖地化）の施設整備を行う自治体』に対する新たなスポーツ振興くじ助成の活用を視野に実現を検討」「開催準備や地域スポーツの推進に関するノウハウを提供する機関（組織）をJSPOが主体となり構築」

8. 関連事項
①さらに協議が必要な事項についてはJSPO、国、都道府県の3者で協議して決定
②国スポを通じて、「スポーツの力」を感じるために様々なメディアとの連携が重要
③スポーツホスピタリティの推進
④実現可能な見直しは2036年の大会を待たずに前倒し実施
⑤見直しを図る上で、「全国障害者スポーツ大会」と併せて対応策を探る

今後の国民スポーツ大会の在り方を考える
有識者会議

提言

令和７年３月21日

今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議
提言

＜前文＞

スポーツは、目標に向けての努力と達成感、そして観戦する人をワクワクさせ、楽しく、心を動かすものであるからこそ、人々を、社会を元気にする力を持つ。

アスリートの真剣勝負は見る人を魅了し、メディアを通じてそのイベントが社会に広がることにより、さらに多様な人々がスポーツに関わる原動力になる。

終戦直後の混乱の中に始まった国民体育大会（現「国民スポーツ大会」）（以下「国スポ」又は「大会」という。）は、全国各地から、ふるさと（郷土）を代表した青少年を中心とした選手達が、競技や世代を超えて参集し、競技を通じて友情を深め、焦土と化したふるさとを、我が国全体を明るくした。

大会は、スポーツ基本法に、日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）、国、開催都道府県の3者が共同で開催するものと定められ、全国持ち回りで開催することにより、地域の競技力向上やスポーツ施設の整備はもとより、大会を契機としたインフラ整備等の社会基盤の構築にも貢献してきた。

また、我が国の戦後復興や、地域の競技水準の向上によるオリンピック等の国際競技大会での日本人選手の活躍の基盤となった。

しかしながら、現在の我が国は、急激な少子化や人口減少、地方財政の逼迫など、地方創生の抜本的な強化が急務であり、生成 AI の発達など情報の流通量は大きく増加し、価値観が多様化するなど、スポーツを取り巻く環境は大会創設時から劇的に変化しており、従前同様の考え方で大会を開催することは困難となっている。

JSPO では、これまでも「国体改革 2003」（2003 年）や「国体ムーブメントの推進」（2013 年）など数次にわたり改革に取り組んできた。

最近では、令和4（2022）年には国民体育大会委員会（現国民スポーツ大会委員会）の下に3 巡目国スポ在り方事前検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）を、さらには、令和5（2023）年には WG を継承した3巡目国民スポーツ大会の在り方検討プロジェクトを設け、3巡目（令和 18（2036）年以降）の大会の在り方の検討を進めてきた。

そのような中、令和6（2024）年には、多様な有識者が参画する「本会議」を理事会直属の位置付けで設置し、ゼロベースにより大会の新たな在り方を検討することとなった。

改革に向けた一連の JSPO による取組の一方、同年 8 月には全国知事会が「3 巡目国スポの見直しに関する考え方」を決定し、開催都道府県の負担軽減や大会の魅力向上などを通じて国スポが将来に向けて持続可能な大会となることを目指し、大会の意義や在り方を再検討する必要性を提言した。

開催地における大会開催の魅力が薄れている状況を直視するとともに、これまで検討をしつつも、一部を除き実現できなかった大会の改革を、今こそ実現すべきである。

「本会議」における協議においては、国スポが他のスポーツ大会とは差別化された唯一無二の世代をまたいだ総合競技大会であることに相まって、そこにある祝祭性は、創設当初と現在とで変わらない不易であることを確認した。価値観が多様化した現代社会においてこそ、国スポが有するこれらの特徴を磨き上げ、多くの国民が高い競技水準のパフォーマンスに触れる機会を創出し、幅広く参画し、熱狂し、つながることができるスポーツの祭典（「JAPAN

GAMES」）へと変革する必要がある。

一方、現在の課題を解決し、「魅力ある持続可能な大会」となるためには、このような大会の理念や意義を明確にし、年間を通じて全国から開催自治体への交流人口を増大させることにより、宿泊・観光・飲食・輸送などの地域経済への波及効果を高め、多くの地域住民にベネフィット（恩恵）が実感される取組が求められる。

「本会議」としては、国スポの主催者である開催自治体の負担軽減や徹底的なコスト削減を大前提として、国スポが、ふるさとを代表し全国から集う若者の力を結集し、「ふるさと」そして「日本全体」を元気にする創設時の精神や、素晴らしい伝統は維持しつつも、「ワクワクし、人々を湧き立たせる」エンターテインメント性のある魅力的な大会となるよう、下記の観点から抜本的な構造改革を行うべきである旨、提言する。

なお、下記内容には、さらなる議論が必要な事項が含まれていることや、この提言の具体化にあたっては、JSPO を中心に、国スポの主催者である都道府県を代表する全国知事会及び文部科学省と十分な協議を行うよう付言する。

記

【大会の理念（根本原則）】

「トップアスリートと地域スポーツの好循環　～人と地域の未来を創る～」

国民スポーツ大会は、スポーツの本質と価値を生かし、人々の生き方と地域、社会を豊かにする、トップアスリートが参加する我が国最高の総合競技大会である。

ふるさと（郷土）を代表する選手が、フェアプレー精神に基づき、持てる力を存分に発揮し、あるいは競い助け合いながらスポーツを楽しむ集いである。

自らのプレーを通じ、仲間たちとの友情を深め、大会をみる人やささえる人を巻き込む集いである。

大会にかかわる多様な主体の多様な活動により、開催地はもとより、我が国の人づくり、地域づくりに貢献し、社会課題の解決にも寄与するなど、スポーツをする人、みる人、ささえる人の誰もが主役となる国民の祭典である。

この理念に基づき、以下に示す論点とともに委員の意見も踏まえながら引き続き魅力ある持続可能な大会の実現に向けて検討することが必要である。

【各論】

1. 開催の時期及び開催期間

○ 現在は、冬季大会を 12 月から 2 月末日までの 5 日間以内、本大会を 9 月中旬から 10 月中旬までの 11 日間以内に開催することが国民スポーツ大会開催基準要項（以下「開催基準要項」という。）に定められている。

○ 特定の月の一定の期間内に開催することにより、開催地においては大会や関連イベントなどへの関心が集中し、盛り上がりが生まれる。

○ 一方、競技によってはトップアスリートが他の大会とのスケジュール調整を優先せざるを得ないために欠場したり、大会関係者が短期間に集中したりするだけでなく、インバウンドの増加や働き手の不足といった観点から、宿泊・輸送などに大きな負担やロスが生じている。

○ トップアスリートが参加する我が国最高水準の大会の実現と開催地の負担軽減を図るために、JSPO が主体となって、開催都道府県、中央競技団体とも調整の上、開催時期及び開催期間を柔軟に設定し競技会を分散化（通年開催化）することが望ましい。これにより、トッ

プアスリートが参加しやすい環境を整えるとともに、開催地における宿泊・輸送などの機会の平準化を行うことにより、これまで以上の経済効果が期待できるものと考えられる。

○ さらに、複数の競技を同一の施設で時期をずらして実施することが可能となることから、施設の新設を抑制することも期待できる。

○ なお、開催時期等の具体的な在り方は、開催地の盛り上がりが図れるよう、総合開会式などの式典の在り方も含め、今後全国知事会と十分に協議して決めること。また、大会ごとの具体的な開催期日等は開催地の意向に沿って、JSPO が主体となり中央競技団体とも調整の上、決めることが必要である。

2. 開催の頻度

○ 現在は、15 歳（JSPO が特に認める場合は 14 歳）以上 18 歳未満を少年種別、18 歳以上を成年種別と区分することを国民スポーツ大会開催基準要項細則（以下「細則」という。）に定めている。

○ 特に、少年種別に該当する選手にとって、主に、中学校・高等学校等に在籍する期間に該当することから、進級や進学と大会開催年のタイミングに差異が生じず、参加機会を平等に確保するため、毎年開催を維持することが望ましい。

3. 都道府県対抗と総合成績

○ 現在は、競技別表彰並びに総合表彰を行い、総合表彰については、都道府県対抗として、全正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に天皇杯を、女子総合成績第 1 位の都道府県に皇后杯を授与している。

○ 競技種目や世代を超えてふるさとの選手団を編成し、都道府県対抗で競う現在の方式は、国スポが他のスポーツ大会と一線を画す大きな特徴であり、選手や都道府県民がふるさと（郷土）への愛着を持ち、都道府県として一体感を醸成する意義がある。

○ 少年種別の選手にあっては、成年種別や他競技の選手との一体感から得られる育成効果があるとされる。また、「我がまち」の選手で編成された選手団が見せる戦いぶりや試合前後の発言が、連帯や共感を呼び起こし、ひいてはそれが、地域の人と人をつなげたり、経済を活性化したりすることにも大きく寄与している。

○ 併せて、都道府県対抗形式をとることにより、都道府県間の競争が生まれ、我が国全体で切磋琢磨していくことで、我が国の競技力向上を下支えする重要な役割を果たしている。

○ 地域における選手の育成・強化活動の基盤を形成し、ふるさとへの愛着を醸成する視点からも、都道府県対抗を維持することは効果的であると認められる一方、総合成績の決定方法についてはあわせて議論する必要がある。

○ 現在の総合成績の決定方法に対しては、改善の余地があることや、総合成績をつけないとの意見もある。チーム競技では、エントリー人数が多い種別（主にボールゲーム）であればあるほど、得点が高くなるため、個人競技より団体（チーム）競技のほうが有利ではないかといった指摘や、競技人口が多い大都市が有利ではないかとの指摘もある。

○ また、算出方法がわかりにくいため、国民の総合成績への興味・関心が高まっていないとの指摘や開催都道府県によっては、県外選手を総合成績のためだけに短期間所属させるという状況も見受けられる場合がある旨の指摘もある。

○ このため、総合成績の得点方法を見直すことや、国民が興味を持てる総合成績の算出方法を分かりやすい仕組みに変更する必要がある。

その際、例えば、各都道府県が地域特性を考慮し総合成績の算出対象とする競技を選択可能とすることや、競技結果以外の要素（スポーツ振興に関わる内容）を得点化することも考えられる。

○ 都道府県対抗の在り方や総合成績による順位づけの要否も含め、引き続き全国知事会との間で具体的な検討を行うことが必要である。

○ また、現在の 1 位から 8 位までの表彰に加え、特に顕著な実績をあげた個人や団体を特別に表彰することや、競技成績に関わらず、例えば、フェアプレー賞を表彰するなど、スポーツの持つ価値が単に勝敗を競うことにとどまらないことをアピールすることも必要である。

○ 総合表彰については、大会を通年開催化することを踏まえ、例えば、毎年 1 月頃に我が国スポーツ界の象徴である「ジャパン・スポーツ・オリンピック・スクエア（東京）」等において国又は JSPO が中心となって実施するなど、総合閉会式とは別に行うことも柔軟に検討することにより、表彰式の運営の効率化を図る必要がある。

○ なお、開催都道府県のフルエントリー制については、地域スポーツの振興や開催都道府県の盛り上がりに寄与している一方、開催都道府県が有利になるといった指摘もあり、引き続き検討が必要である。

4. 開催地及び競技施設

○ 大会の開催地は、全国を東、中及び西地区に区分した上で、輪番に開催することが開催基準要項に定められている。

○ 大会は、開催地の魅力が全国に発信される機会となることはもとより、開催地におけるスポーツ環境の充実や地域課題の解決、経済の活性化等様々な効用がもたらされるよう、持ち回り方式を維持することが望ましいとの意見がある一方、開催に意欲を示す都道府県の立候補制が望ましいという意見もある。

○ 大会の競技施設は、細則において「既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等にあたっては、大会開催後の地域スポーツ推進への有効活用を考慮し、必要最低限にとどめる」旨定めるとともに、大会施設基準については、その運用を弾力的に行うことができる旨定めている。

○ しかしながら、開催地の既存施設で大会を開催することが困難であり、必要となる施設の新設・改修等については、これまでも開催地における多大な負担となっていることから、JSPO において大会施設基準の見直しを行うとともに、JSPO から競技団体（中央・地方とも）に対し、細則及び大会施設基準を弾力的に運用することについて理解を求めることが必要である。

○ 単独の都道府県で大会を開催することが困難な場合、例えば、大会を複数の都道府県で開催することや、競技によっては特定の施設に開催場所を固定化（聖地化）することにより、施設整備の負担を軽減することが必要である。その際、大会開催にかかる経費の分担について、JSPO と各都道府県による丁寧な議論が必要である。

○ また、冬季競技をはじめとする近年の地球温暖化等の気候変動の影響を受ける競技については、その影響を回避することを目的に開催地を固定化（聖地化）することや開催時期の変更なども併せて検討することが必要である。

○ 開催地の固定化（聖地化）は、国スポの放送・配信の充実に向けた取組を促進することにつながり、みるスポーツとしての魅力を向上することが期待できる。

○ 開催地の固定化（聖地化）については、全国知事会及び当該固定化（聖地化）する場所の所在する都道府県や市町村と十分協議の上決定することが必要である。

○ なお、大会の競技施設については、安全面の確保を最優先としながら、「世界記録が公認されるためには、国際競技団体が規定する高いレベルの施設基準が必要である」という競技

団体の声と、「地域に残すべき施設に、維持費の観点からも過度なお金をかけることはできない」という施設を準備する側の声とが対立する場面がある。

○ 施設整備の要は、トップアスリートのパフォーマンス発揮と開催地の負担のバランスを図るとともに、「スポーツコンプレックス（複数のスポーツ施設や商業施設等を集約し、スポーツ産業の拡大や地方創生に生かすまちづくりなど）の概念によるまちづくり」「経済の活性化を図る施設の在り方」等様々な役割や効用が生じるよう整備されるべきである。

○ 競技団体（中央・地方とも）においては、選手の安全性の確保など真に必要なものが確保されていれば、必要以上のものを要求しないこととし、競技団体と施設整備を行う自治体との間で意見が相違する場合には、JSPO が仲裁的機能を果たすことが求められる。

○ また、施設整備にかかる費用については、国等の財政負担を強化するよう JSPO が文部科学省・スポーツ庁に対して要請することが求められる。

5. 総合開・閉会式の在り方

○ 現在、総合開・閉会式の会場は、約3万人を収容できる施設とし、屋外で開催する場合、雨天対策用として体育館を設ける必要がある旨大会施設基準に定めている。

○ 当該基準の運用は、開催都道府県の実情に応じて柔軟に対応しているところであり、開催都道府県が迷うことなく対応できるよう、例えば、収容人数が3万人に満たずとも開催都道府県が総合開・閉会式会場として適切であると考える場合にはそれを認めることができるよう、実態に即した基準とすることが必要である。

○ 式典については、選手団が入場行進前に長時間待機する必要があることや大会のために炬火台を設置することへの負担が大きい等、具体的な問題点の指摘があるほか、大会の規模の大きさや祝祭性の高さを踏まえ、その在り方自体を見直す必要性についても指摘がある。

○ また、住民・アスリートとの触れ合いの場としての視点を持ちつつ、運営の簡素化や屋内開催（文化施設含む）の可能性などを検討する必要がある。

○ このため、総合開・閉会式における式典は、新たな大会の理念に基づくものとして、屋内開催（文化施設含む）を可能とすることや式典の運営を簡素化するなど、開催都道府県の裁量が認められる見直しが必要である。

6.競技の規模・参加者

○ 現在は、冬季大会を含め 40 競技に選手・監督が概ね 27,000 人参加しているが、2003 年に実施された大会改革の結果、一部競技においては、交代選手数を通常の大会より少なくするなど規模を縮小しており、選手のけがのリスクが高まっているとの指摘もある。

○ 一方、開催地の負担軽減を図るため、現在の規模をさらに縮小する必要性についての指摘もある。

○ このため、項目1に記載の通り、開催時期及び開催期間を柔軟に設定し、競技会を分散させることにより、開催地に集中する負担の軽減を図ることが期待される。

○ 実施競技については、その採否を4年ごとに定期的に厳格な検証・評価の下、競技選定を行っているが、若者の興味があるアーバンスポーツや e スポーツなど新たな競技の実施や新たな年齢区分の設定など既存の選定対象競技に捉われずに、開催都道府県の意向も踏まえつつ検討することが望ましい。

○ しかしながら、参加者数と開催競技数については、大会の運営及び開催経費と密接に関連するものであることから、スポーツ振興と開催自治体の負担軽減のバランスを図りながら、大会の規模適正化に向け、全国知事会と継続的に協議を行っていくことが必要である。

○ また、参加する選手はもとより、大会を「みる」「ささえる」など様々な形で、多くの国民が参画できる枠組みについても併せて検討し、地域の活性化につなげることも重要である。

7.負担軽減

○ 大会の開催にあたり必要な経費は、主に、式典・競技会開催費、施設整備費、選手強化・育成費等があり、その大部分を負担している開催地の負担を軽減する必要性が指摘されている。他方、開催都道府県の大会報告書によると大会開催経費を上回る経済効果があるとされており、地域経済の活性化、地域のスポーツ・文化、スポーツ環境の整備への投資という面もある。

○ このため、大会開催の負担軽減と収入アップ双方の取組と、国スポを契機とした地方創生・まちづくりによる経済効果の増大を図ることが重要であり、以下の取組が必要である。

① 開催時期及び開催期間を柔軟に設定し競技会を分散化（通年開催化）（項目1）

② 競技施設の新設・改修等にあたっては、大会施設基準を見直しつつ、大会開催後の地域スポーツ推進への有効活用を考慮し、必要最低限にとどめることとするとともに、単独の都道府県で大会を開催することが困難な場合、大会を複数の都道府県で開催することや、競技によっては特定の施設に開催場所を固定化（聖地化）することにより、施設整備の負担を軽減（項目４）

③ 式典は、新たな大会の理念に基づき、屋内開催（文化施設を含む）を可能とすることや運営を簡素化するなど、開催都道府県の裁量を認めるよう見直しを図る（項目５）

④ 下記⑦の取組の活用により、開催都道府県の事務負担を軽減しつつ、JSPO が主体となり、入場料の徴収や企業協賛制度の見直しにより新たな財源を確保

⑤ これまで開催自治体が負担していた競技団体役員の派遣経費について、中央競技団体を含めた主催者間で協議の上、適正規模に見直すとともに、今後は各中央競技団体又は個人が負担することも選択肢の一つとし、その上で、見直しの趣旨に沿った中央競技団体の取組に対しては、新たな「スポーツ振興くじ助成」（競技会審判・役員派遣費用含む）の活用を視野に実現を検討

⑥ 冬季競技を含む競技会場の固定化（聖地化）の施設整備を行う自治体に対しては、新たな「スポーツ振興くじ助成」の活用を視野に実現を検討

⑦ 開催地の実情を踏まえた合理的な大会開催準備（人的負担の軽減含む）や地域スポーツの推進に関するノウハウを提供する機関（組織）を JSPO が主体となり構築

⑧ 早期敗退に伴うキャンセル料の取り扱いについては、見直しが図られているところだが、宿泊施設、参加団体、運営主体それぞれにとって持続可能なものとなるよう、引き続き配慮する。

○ 本提言の実現により大会の魅力が向上するとともに、開催都道府県及び開催市町村の負担軽減（スリム化）につながっていくのではないかと考えられるが、引き続き全国知事会等の関係者の声と向き合い、真摯に自治体の負担軽減について協議することを要請する。その際、大会運営費等開催地が負担している経費の負担の在り方も含め、全国知事会「3巡目国スポの見直しに関する考え方」も勘案すること。

8.関連事項

（1）大会の見直しに向けた具体的な検討にあたっての基本的な考え方

本提言を具体的に検討し、実行する際、例えば、施設について、トップアスリートのパフォーマンス発揮と開催地の負担のバランスをとる等、関係者間で調整の上進める必要がある事項も多い。JSPO、文部科学省、全国知事会の3者での協議を継続することで、関係者間

で見解の相違があっても、新たな理念の下で互いに協力し、妥協点を見出す努力を継続するべきである。

（2）メディアとの連携

国スポが国民の祭典となるためには、国民が国スポを知る機会を増やすことが重要である。多くの国民が国スポを通じて、「スポーツの力」を感じるためには、様々なメディアとの連携を図っていくことが重要である。

（3）スポーツホスピタリティの推進

国スポにおけるスポーツホスピタリティを推進することにより、開催を契機とした地域経済の活性化をはじめ、新たなスポーツ観戦スタイルの定着に寄与することが考えられる。

（4）大会の見直しの時期

上記に記載の内容をはじめ、実現可能な見直しは、主催者間の合意のもとで、2036 年の大会を待たずに前倒しで対応できるものとする。

（5）全国障害者スポーツ大会等との連携・協働

国スポの見直しを図る上では、共生社会をはぐくむことを目指し、国スポに続いて開催される全国障害者スポーツ大会について、同大会を主催する公益財団法人日本パラスポーツ協会とともに対応を検討することが必要である。両大会を通じて、多様性と調和の重要性を改めて認識したい。

なお、全国中学校体育大会や全国高等学校総合体育大会については、その在り方について両大会を主催する団体において検討されているが、生徒の大会参加機会の確保が損なわれないように留意しつつ、両大会との連携についても意見があった。

以上

今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議　委員名簿

（敬称略）

区分	氏名	所属・役職等
Ⅰ　自治体	阿部　守一	長野県知事（全国知事会）
	下鶴　隆央	鹿児島市長（全国市長会）
	田島　健一	佐賀県白石町長（全国町村会）
Ⅱ　自治体関係	細田　眞由美	前さいたま市教育長
	勝嶋　憲子	東京都立富士高等学校 東京都立富士高等学校附属中学校 統括校長(全国高等学校長協会)
Ⅲ　スポーツ統括団体	三屋　裕子	日本オリンピック委員会　副会長
	森　和之	日本パラスポーツ協会　会長
Ⅳ　スポーツ関係者	上村　春樹	講道館　館長
	田嶋　幸三	日本サッカー協会　名誉会長
	原　晋	青山学院大学　陸上競技部　監督
	増田　明美	日本パラ陸上競技連盟　会長
	原田　雅彦	全日本スキー連盟　会長
	髙田　春奈	日本サッカー協会　常務理事
	諸橋　寛子	UNITED　SPORTS　FOUNDATION　代表理事
	田川　博己	JTB　相談役
	藤原　誠	東京国立博物館　館長
Ⅴ　アスリート	平野　早矢香	
	皆川　賢太郎	
	岡崎　朋美	
	田中　雅美	
	谷　真海	
Ⅵ　スポーツ政策(大学)	鈴木　寛	東京大学大学院　教授、慶應義塾大学大学院　教授
	友添　秀則	環太平洋大学　教授、日本学校体育研究連合会　会長
	髙橋　義雄	早稲田大学　教授
Ⅶ　マスコミ	二宮　清純	スポーツジャーナリスト
	結城　和香子	読売新聞社　編集委員
	吉本　有里	日本放送協会
Ⅷ　経済界	小林　健	日本商工会議所　会頭　**※座長**
	増田　寛也	日本郵政　取締役兼代表執行役社長
	伊藤　敦子	東日本旅客鉄道　常務取締役　グループ経営戦略本部長
	高橋　美江	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 女性経営者の会　会長
Ⅸ　その他	遠山　友寛	TMI 総合法律事務所　弁護士
	奥山　清行	KEN OKUYAMA DESIGN　CEO
	渡邉　一利	笹川スポーツ財団　理事長

計　34 名

所属は令和７年３月 21 日現在

【オブザーバー】

	団体名	氏名	役職
1	経済産業省	南　　亮	商務・サービス審議官
2	総務省	望月　明雄	地域力創造審議官
3	観光庁	秡川　直也	長官
4	文化庁	都倉　俊一	長官
5	スポーツ庁	室伏　広治	長官
6	日本スポーツ振興センター	芦立　訓	理事長

所属は令和 7 年 3 月 21 日現在

今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議
開催概要

第１回会議
1. 期日　令和６年９月４日(水)15 時～17 時
2. 内容　委員からの意見

第２回会議
1. 期日　令和６年 11 月 20 日(水)15 時～17 時
2. 内容　第１回会議を踏まえた論点整理

第３回会議
1. 期日　令和７年３月 10 日(月)13 時～15 時
2. 内容　提言(案)の取りまとめについて
　　今後の取り進めについて

会場はすべて JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE　14 階
岸メモリアルルーム

〈今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議に関する取組〉

1. 全加盟団体へのアンケート調査
期間　令和６年８月９日～20 日

2. 全加盟団体への説明会
(1)期日　令和６年 11 月 12 日(火)　13 時 30 分～15 時
(2)出席者　都道府県スポーツ協会、中央競技団体役職員

3. 中央競技団体へのアンケート調査
期間　令和６年 12 月 18 日～令和７年１月 14 日

4. 中央競技団体への説明会
1. 期日　令和７年１月 16 日(木)　13 時 30 分～15 時
2. 出席者　中央競技団体国スポ担当役員等

国民スポーツ大会本大会実施競技における競技別暑熱対策 照会結果一覧

※中央競技団体からの回答を基に作成

競技・種目	NF独自の暑熱対策方針の有無	規程や方針	測定のタイミング/場所	概要・今後の方針
1 陸上競技	○	https://www.jaaf.or.jp/safety-navi/		
2 水泳				
競泳	×			
飛び込み	×			
水球	×			
AS	×			
OWS	×			今後、連盟内の競技委員会で検討予定
3 サッカー	○	JFA熱中症対策ガイドライン	試合開始前、試合中 (開始前)ピッチ上 (試合中)ピッチに近い場所	【試合中実測値がWBGT31℃以上になった場合】 ・試合を中止・中断又は延期する ※ガイドラインで定めた対応を実施した場合に限り、主催者判断で試合を実施することができる 【主な対応内容】 ・試合時間の短縮、ハーフタイムの時間の延長、クーリングブレークまたは飲水タイムの採用
4 テニス	○	熱中症予防JTA 公式テニストーナメント開催ガイドライン	大会開催中、1時間、または、 30 分毎/会場内の適切な位置	WBGT32.2℃以上 プレーの一時的中止 WBGT30.1℃以上 ヒートルールの適用 WBGT28℃以上 頻繁な休息(水分・塩分の補給、体表冷却手段の提供)
5 ローイング	○	ボート競技と熱中症について		大会開催時のガイドライン WBGT 28 度以上:原則として、若年者や高齢者など体力の低い者のレースを中断する。 WBGT 31 度以上:原則として、すべてのレースを中断する。 単なる中止判断ではなく早朝やタ刻への時間帯変更など柔軟な検討を行う
6 ホッケー	○	ホッケー競技における熱中症対策ガイドライン	ピッチ上、黒球が日影にならない 高さは、プレイする選手の年齢の平均身長の2/3 試合開始直前及び3Q 開始直前	WBGT 計の値に従い、インターバル時間延長及び試合の実施について対応 28度以上:インターバル3分、31度以上:インターバル4分＊状況によりウォーターブレイクの適用も考慮 35度以上:TD と大会関係者と協議し対応を決定
7 ボクシング	×			
8 バレーボール				
6人制	○	バレーボールにおける暑さ対策	記録席まわり/試合前および、試合中	JSPO「熱中症予防運動指針」に準拠
ビーチバレー	○	バレーボールにおける暑さ対策	記録席まわりおよびコート面/試合前および、試合中	JSPO「熱中症予防運動指針」に準拠
9 体操	×			予定あり。完成時期は「2025年6月中」。
10 バスケットボール	×			

国民スポーツ大会本大会実施競技における競技別暑熱対策 照会結果一覧

※中央競技団体からの回答を基に作成

競技・種目	NF独自の暑熱対策方針の有無	規程や方針	測定のタイミング/場所	概要・今後の方針
11 レスリング	○	UWW EVENT PREPARATION GUIDE p.15,24 SPORT PRESENTATION PROGRAM GUIDELINES P.27,47		競技会場の気温は18℃以上~22℃以下とすることがIF基準に規定
12 セーリング	×			6月にセーリング連盟の国スポ委員会を開催し暑熱対策を議論予定
13 ウエイトリフティング	×			
14 ハンドボール	○	競技ハンドブック2024-2025 P18		競技場内の室温については、選手の健康・安全の確保、また円滑な試合運営に配慮し、冬場は 14 度以下、夏場は 28 度以上にならないようにする
15 自転車競技 ロード トラック	○	UCI CYCLING REGULATIONS / JCF EDITION 2025 P497~	スタート数時間前までにスタート地点での確認	IF規程ではレッドゾーン(WBGTが28℃以上)を高リスクとし、「時間の変更、レースの部分的ニュートラリゼーション、レースの中止」を推奨されていますが、内容は原則として利害関係者の合議体で決定される
16 ソフトテニス	×			令和8年度を目途に熱中症・暑熱対策に関する方針を定める予定あり。
17 卓球	×			
18 軟式野球	○	JSBB熱中症予防対策ガイドライン	活動に支障がなく、運動実施個所になるべく近いところ 地上から 1.1m~1.5mの高さ	WBGT31℃ 原則、試合は中止、中断、順延とするが、JSBB 危機管理マニュアル(熱中症項目)の大会運営側の対応ならびに試合中のクーリングブレイクの確保が十分に取られている場合には、主催者の判断において実施することができる。 ※試合中に WBGT33℃を超えた場合は、試合を中止または中断する。
19 相撲	×			
20 馬術	○	馬術活動中における熱中症対策について(2014)		基本的にJSPOの指針を踏襲している 最新の環境情報(気温・湿度・暑さ指数等)を把握し、適切な休憩と水分補給を行いながら実施する、または活動を中止する
21 フェンシング	×			
22 柔道	○	重大事故防止、熱中症予防対策の徹底について		熱中症予防指針を遵守して、危険段階となったら練習を中止する。
23 ソフトボール	○	ソフトボールにおける熱中症予防対策ガイドライン	活動に支障がなく、運動実施個所になるべく近いところ 地上から 1.1m~1.5mの高さ	WBGT31℃ 原則、試合は中止、中断、順延とするが、熱中症予防対策を十分に講じている場合には、主催者の判断において実施することができる。 ※試合中に WBGT35℃を超えた場合は、試合を中止または中断する。
24 バドミントン	×			JSPO「熱中症予防運動指針」に準拠
25 弓道	○	令和6年度 夏季期間行事における熱中症対策について		道場には熱中症指数計(WBGT 計)あるいは温湿度計を設置し気温や湿度の状況を把握する。
26 ライフル射撃	×			来年度(2025年度)中には定めて、公開する予定

国民スポーツ大会本大会実施競技における競技別暑熱対策 照会結果一覧

※中央競技団体からの回答を基に作成

競技・種目	NF独自の暑熱対策方針の有無	規程や方針	測定のタイミング/場所	概要・今後の方針
27 剣道	○	熱中症について		WBGT 28℃以上の時には、面をつけた稽古を中止 WBGT 31℃以上の時は、すべての運動を中止
28 ラグビー	×	夏季の練習および合宿について		JSPO「熱中症予防運動指針」に準拠
29 スポーツクライミング	×	参考 国民スポーツ大会スポーツクライミング競技施設設置基準		リード、ボルダー競技施設ともに室内設置であり、選手のパフォーマンスを十分発揮できるよう空調等の整備が前提
30 カヌー				
SL/WW	×			今後1、2年を目処に危機管理マニュアルに追記する予定
SP	×			
31 アーチェリー	×			
32 空手道	×			
33 銃剣道	○	熱中症予防ガイドライン		JSPO「熱中症予防運動指針」に準拠
34 クレー	×			
35 なぎなた	×			
36 ボウリング	×			
37 ゴルフ	○		常時観測(記録は1 時間毎) クラブハウス周辺の芝の上でかつ日があたる場所	WBGT33℃以上の場合、原則としてプレーを中断する。 WBGT31℃を超えることが予想される場合、または開催コースから要請があった場合、9 ホール後に30 分の休憩をとらせる(この休憩時間は規則上のラウンド中となる)。
38 トライアスロン	○	夏場のトライアスロンならびに関連イベント実施に際してのお願い(2024)	フィニッシュ地点/競技開始3時間前から競技終了まで30分毎。競技開始1時間前の計測値を公式計測値とする。	WBGT28℃(WBGT Risk Categoriesでオレンジ、熱中症予防運動指針で厳重警戒)以上となることが予想される場合、競技前日の実施検討会議で競技距離の短縮や競技実施内容の検討を行い、最終判断は競技日の競技開始3時間前に判断し、判断結果を選手、サポートスタッフならびに競技関係者に周知している。

国民スポーツ大会の式典における暑熱対策方針（案）

１．趣旨

本方針は、日本スポーツ協会が定めた「スポーツ活動中の暑熱対策に関する JSPO 対応方針【令和6(2024)年 6 月 3 日付】」に基づき、国民スポーツ大会本大会開催時に実施する式典(総合開会式・総合閉会式)実施時における基本的な暑熱対策の考え方について示すものである。

２．式典における注意事項

式典に際しては、競技会とは異なり以下の観点での配慮が必要である。

(1)一般観客や式典出演者を含む参加者(以下、参加者等)の年齢層が幼児から高齢者まで広いこと

(2)参加者等の暑熱に対応する順化が十分でない可能性があること

３．基本的な対策方針

「２．式典における注意事項」及び下記の観点を考慮したうえで、開催地の実情を踏まえながら式典計画を立案する。

(1)暑さ指数/WBGT を踏まえた式典計画(会場、開催時間、参加者等の待機時間　等)

(2)参加者等が積極的に身体冷却を行えるような会場環境の整備
（飲料水の確保、待機列や滞留を作らない工夫と日陰への誘導　等）

(3)熱中症を想定した、式典全体の救急体制の整備及び対応者への教育

(4)式典の１週間以上前から当日までの参加者等への体調確認の依頼

(5)式典会場における参加者等への積極的な情報提供や注意喚起の実施
（WBGT の数値、救護施設のわかりやすい表示　等）

４．方針の変更

この方針は、国民スポーツ大会委員会の決議によって変更することができる。

５．附則

この方針は、令和〇年〇月〇日から施行する。

写

第6回 JSPO 国スポ発第 342 号
令 和 7 年 2 月 28 日

国民スポーツ大会ブロック大会実施正式競技中央競技団体
事 務 局 長 様

公益財団法人日本スポーツ協会
国民スポーツ大会委員会
委 員 長 山 本 浩

国民スポーツ大会ブロック大会における競技別暑熱対策の検討について(依頼)

平素より国民スポーツ大会をはじめ当協会スポーツ推進事業に対し、格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国民スポーツ大会における競技別暑熱対策方針については、令和6年度第2回国民スポーツ大会委員会において、「第78回大会(令和6年)では、競技特性(運動強度、時間、競技施設など)に応じて適切に対応する」とし、「令和7年度以降の大会では、ブロック大会を含め暑熱対策について引き続き検討を進める」としております(別紙参照)。

既に一部の中央競技団体においては、関係する大会を暑熱環境下では開催しない方針を示すなど、対応を進めている一方で、例年ブロック大会は多くの競技が7～8月に実施されており、本大会の開催時期以上に熱中症リスクが高い環境下となっております。

このため、貴団体傘下の都道府県競技団体と協議のうえ、ブロック大会における暑熱対策について、下記の通りご検討いただきたくお願い申し上げます。

記

1. 依頼内容

・国民スポーツ大会に関係する各種大会における暑熱対策について
(例)身体冷却を行う環境の整備、競技会実施時間帯の工夫、大会日程の変更、代表選考方法の検討等

なお、実施可能な内容については、第79回大会から具体的に対応いただくことについても併せてご検討願います。

ただし、例えば大会日程の大幅な変更は、都道府県予選会等、代表選考方法に大きな影響があり得るため、ブロック内(の貴団体傘下の都道府県競技団体間)で十分な調整をしたうえで、当該ブロックのブロック大会を所管する都道府県スポーツ協会と調整を図る必要があることにご留意ください。

本件については、各都道府県スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ主管課に対し、別紙のとおり通知しておりますことを申し添えます。

【本件に関する問い合せ先】
国スポ推進部 国スポ課
担当:富澤
E-mail: kokuspo@japan-sports.or.jp
TEL:03-6910-5808

写

第6回 JSPO 国スポ発第 343 号
令 和 7 年 2 月 2 8 日

都道府県スポーツ協会 事務局長 様
都道府県体育・スポーツ主管課 所管課長 様

公益財団法人日本スポーツ協会
国民スポーツ大会委員会
委 員 長 山 本 浩

国民スポーツ大会ブロック大会における競技別暑熱対策について（依頼）

平素より国民スポーツ大会をはじめ当協会スポーツ推進事業に対し、格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国民スポーツ大会における暑熱対策方針については、令和６年度第２回国民スポーツ大会委員会（令和６年８月 20 日開催）にて「第 78 回国民スポーツ大会本大会における暑熱対策方針」を示しておりますが、「令和7年度以降の大会（ブロック大会含む）における暑熱対策については引き続き検討を進める」としておりました（別紙参照）。

現在、国民スポーツ大会本大会における競技別暑熱対策を検討しているところですが、既に一部の中央競技団体においては、暑熱環境下では大会を行わない方針を示すなど、対応を進めている一方で、例年ブロック大会は多くの競技が7～8月に実施されており、本大会の開催時期以上に熱中症リスクが高い環境下となっております。

この度、別紙写しのとおり、当協会から中央競技団体に対して、ブロック大会における暑熱対策について、ご検討いただくようご依頼したところです。

ついては、今後、中央競技団体や都道府県競技団体から、ブロック大会における暑熱対策に関する相談等があり得ることをお含みおきくださいますようお願いいたします。

なお、現在、当協会では中央競技団体に対し暑熱対策方針の有無やその内容について調査を行っております。当該調査の結果は本年4月頃に取りまとめ、公表する予定としておりますので、貴団体に対して改めてご案内いたします。

【本件に関する問い合せ先】
国スポ推進部 国スポ課
担当：富澤
E-mail: kokuspo@japan-sports.or.jp
TEL:03-6910-5808

第79回国民スポーツ大会(滋賀県)の各競技会場におけるイベント事業について

令和7年6月3日現在

	競技名　種目名	実施内容	実施日時	実施会場		参加者・対象者
1	テニス	TENNIS PLAY&STAY (初心者・子供達を対象とした日本テニス協会が提唱するプログラム) コート・ラケット・ボールを利用しテニスに触れ合う機会をつくり楽しさを体験する。	令和7年9月28日(日)10:00～　計1回	大津市大石緑地スポーツ村テニスコート	大津市	小学生(6歳～11歳)未経験者 30名程度
2	ホッケー	ホッケー競技の魅力を伝える ・試合中におけるルールを中心にした解説 ・ホッケー競技の歴史や世界におけるホッケー競技の状況などを説明	令和7年10月1日(水)～10月5日(日) ※各会場1日1試合程度	・OSPホッケースタジアム ・米原市伊吹第1グラウンド	米原市	ホッケー競技観戦者
3	ボクシング	①山中慎介氏による ・トークイベント ・シャドーボクシング、ミット打ち披露 ・マスボクシングチャンピオンとのエキシビション ②じゃんけん大会	令和7年10月1日(水)	能登川アリーナ	東近江市	大会関係者の皆さま 地元にお住まいの皆さま
4	バレーボール	バレーボール教室 ・パスの基本(オーバーパス、アンダーパス) ・レシーブの基本 ・スパイクの基本 ・サーブの基本 ・簡単なゲーム	令和7年9月28日(日)14:00～16:00	YMITアリーナ(くさつシティアリーナ)	草津市	草津市内小中学生約40名
5	体操	The Taiso(ザ・タイソウ) (日本体操協会公認体操プログラム) 日常から手軽に実施することができる体操をもとに楽しさと爽快さを体験する。	令和7年9月14日(日)～15日(月) ※競技グループの入れ替わり時間及び表彰式の準備時間、約10～15分 ※3～4回	滋賀ダイハツアリーナ	大津市	競技を観戦に来場した観客
6	バスケットボール	・エスコートキッズ ・キッズチアダンス ・簡易ゴールでのシュートゲーム など	調整中	滋賀ダイハツアリーナ	大津市	学校観戦参加校の生徒または大津市内のU12バスケットボールチームの選手。 キッズチアダンスチームの選手 観戦に訪れた家族連れの児童　など
7	セーリング	①レースの観戦、実況放映及び解説 ②エコバック製作ワークショップの開催	①令和7年9月28日(日)～10月1日(水) ※レースが実施される時間帯 ②令和7年9月28日(日)	・滋賀県立柳が崎ヨットハーバー ・大津市柳が崎特設セーリング会場	大津市	①選手・役員、視察者、選手家族・一般観戦者 ②観客、選手・関係者　約60人
8	ウエイトリフティング	会場内の表示装置にて競技の紹介や国際大会の動画などを上映	令和7年10月3日(金)～7日(火) ※競技開始前や休憩時間に上映	滋賀県立安曇川高等学校体育館	高島市	来場した一般観戦者及び参加者
9	ソフトテニス	①ナショナルチーム選手にチャレンジ＆講習会(ジュニア向け) ②記念撮影 他	令和7年10月4日(土) 16:00～17:00	長浜城テニスガーデン(長浜市民庭球場)	長浜市	・参加対象者:ジュニア層(小学校4年生以上～中学生3年生) ・参加者数:100人(予定)
10	軟式野球	「キャッチボールクラシック」 野球の基本であるキャッチボールを行い、正確さとスピードを競うゲーム	令和7年10月4日(土)　13:30～	ひばり公園ひばりグラウンド	東近江市	滋賀県軟式野球連盟　登録　学童チーム 約20チーム（約200名）
11	相撲	「相撲体操」講習会	令和7年9月26日(金)	長浜市内小学校	長浜市	小学生50～60名
12	馬術	①馬とのふれあいイベント(引き馬、馬車試乗、にんじんタイム)実施 ②馬術競技観戦者に対する観戦ミニガイドの無料配布 ③競技のインターネットライブ配信に加え、放送委員による実況および競技のわかりやすい解説	令和7年9月29日(月)～10月3日(金)	三木ホースランドパーク (兵庫県三木市／馬術競技会場)	兵庫県三木市	競技観戦者
13	柔道	全日本強化選手(男女各1名)による ・得意技の披露 ・地元柔道少年(小学生)との練習会 ・トークイベント	令和10月5日(日) 11:15(女子決勝戦終了後)～11:45	湖北THGツインアリーナ(長浜伊香ツインアリーナ)	長浜市	・地元小学生(男女各8名計16名) ・1,500名の役員、補助員を含む会場内観覧者

第79回国民スポーツ大会(滋賀県)の各競技会場におけるイベント事業について

令和7年6月3日現在

	競技名	種目名	実施内容	実施日時	実施会場		参加者・対象者
14	弓道		弓道体験コーナー	・令和7年9月28日(日) 9:30～16:00 ・令和7年9月29日(月) 9:30～16:00 ・令和7年9月30日(火) 9:30～15:00 ・令和7年10月1日(水) 9:30～12:00	プロシードアリーナHIKONE(彦根市スポーツ・文化交流センター)周辺	彦根市	観戦者
15	ライフル射撃		①ビームライフル・ビームピストル体験射撃コーナー ②ビームピストル体験射撃コーナー	①令和7年10月5日(日)15:00～16:30 ②令和7年10月4日(土)～6日(月) 10:00～16:00	①能勢ライフル射撃場 ②滋賀県警察学校	①大阪府豊能郡能勢町 ②大津市	①小中学生及び一般(高校生以上)を対象とし、先着順とする。(50名程度) ②小中学生及び一般(高校生以上)を対象とし、先着順とする。(100名程度×3日)
16	カヌー	SL／WW	レジェンドカップ(往年の各選手によるスラロームレース)	令和7年10月5日(日)スラローム15ゲート競技終了後	瀬田川特設カヌー競技場	大津市	往年の名選手 6名程度
		スプリント	①カヌーの試乗会 ②初心者向けのカヌー体験教室	①令和7年10月3日(金)～6日(月) ②令和7年11月上旬	伊庭内湖特設カヌー競技場 (能登川水車とカヌーランド)	東近江市	①㊀般観覧者(50人程度) ②㊁学生から大人までのカヌー初心者 (30人程度)
17	アーチェリー		アーチェリー体験コーナー	・令和7年10月5日(日)10:00～11:30、13:00～14:30 ・令和7年10月6日(月)10:00～11:30、13:00～14:30 ・令和7年10月7日(火)10:00～11:30	愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド	愛荘町	小学3年生以上(1日あたり30名)
18	空手道		①仰木太鼓による和太鼓の演奏 ②大津市空手道連盟の子どもたちによる形演武 (4コートに分かれての団体形)	令和7年10月5日(日)12:30～ ※15分程度	滋賀県立体育館(ウカルちゃんアリーナ)	大津市	①仰木太鼓 30名 ②大津市空手道連盟 小・中学生50名
19	銃剣道		滋賀県銃剣道連盟より派遣の演武者及び滋賀県高島市銃剣道スポーツ少年団の剣士による デモンストレーション演武	令和7年10月4日(土) 9:40	高島市新旭体育館	高島市	銃剣道競技観覧者
20	なぎなた		①選手への応援メッセージを作成する。 ②リーフレットの配布(なぎなたの簡単な説明) ③全日本なぎなた連盟よりプレゼント(応援メッセージ参加者)	令和7年9月29日(月)～30日(火)	パナソニック株式会社くらしアプライアンス社彦根工場	彦根市	会場に応援・見学にきている人を対象(大人・子ども・男性・女性)
21	ボウリング		ふれあいボウリング	令和7年9月27日(土) 17:15～19:00	ラピュタボウル彦根	彦根市	滋賀県内に在住・在勤・在学している方 28～42名程度

第 79 回国民スポーツ大会（滋賀県）各競技会場におけるイベント事業について

1.　事業の趣旨・目的：

国民スポーツ大会の競技会場は、当該競技の関係者のみならず、地元ボランティアが競技会運営に関わるとともに、多くの地域住民が観戦に訪れる場となっている。また、競技会運営のため、当該競技における我が国トップクラスの指導者や審判等が集う場ともなっている。

この機会を活用し、会場地におけるスポーツの普及・推進の一環として、地域住民や観客を対象に当該競技団体によるイベント事業を実施し、当該競技の魅力を広くPRするとともに、国民スポーツ大会の充実・活性化を図る。

2.　主催・主管：

主催…公益財団法人日本スポーツ協会、中央競技団体

主管…都道府県競技団体等

※　必要に応じ主催・主管・協力として会場地市町を加えることができる。

3.　実施内容：上記「1. 事業の趣旨・目的」に沿ったものであること

〈例〉エキシビション試合、体験教室、競技の解説・デモンストレーション、
著名な選手・指導者等による講演会・講習会・サイン会等

4.　実施会場：当該各競技会場及びその周辺施設

5.　実施時期：原則として、当該各競技会実施期間内

6.　留意事項：

- 各事業は、中央競技団体が主体的に企画・運営するものとする。
- 中央競技団体は、都道府県競技団体、会場地市町と十分に協議・調整を行った上で各事業を実施すること。
- 実施にあたり多額の経費負担が新たに発生しないこと。
- 一般の方を対象とすることから、安全面については特に配慮すること。
- 中央競技団体及び都道府県競技団体は、参加者の負傷等に備え、イベント保険への加入等必要な対策を行うこと。
- 競技会運営に支障をきたさない範囲で実施できる内容であること。

第79回国民スポーツ大会(滋賀県)実施競技における
トップアスリート特例措置対象選手一覧

令和7年6月3日

No.	競技名	対象区分(※)				第79回滋賀大会 対象者数	第78回佐賀大会 対象者数	増減対比
		①	②	③	④			
1	陸上競技	○	○	○	○	405 名	308 名	＋97名
2	水泳	○	○	○		226 名	229 名	－ 3名
3	サッカー	【対象者なし】				―	【対象者なし】	―
4	テニス	○	○	○	○	29 名	33 名	－ 4名
5	ローイング	○	○			22 名	35 名	－ 13名
6	ホッケー	○	○	○		64 名	【対象者なし】	＋64名
7	ボクシング	○	○			23 名	【隔年実施競技のため実施なし】	＋23名
8	バレーボール				○	48 名	31 名	＋17名
9	体操	○	○	○		27 名	26 名	＋1名
10	バスケットボール	○	○			47 名	23 名	＋24名
11	レスリング	【対象者なし】				―	【対象者なし】	―
12	セーリング	○	○		○	14 名	25 名	－ 11名
13	ウエイトリフティング		○			11 名	11 名	±0名
14	ハンドボール	【対象者なし】				―	【対象者なし】	―
15	自転車	○			○	28 名	26 名	＋2名
16	ソフトテニス			○	○	47 名	32 名	＋15名
17	卓球	○	○		○	17 名	16 名	＋1名
18	軟式野球	【対象者なし】				―	【対象者なし】	―
19	相撲	【対象者なし】				―	【対象者なし】	―
20	馬術	【対象者なし】				―	【対象者なし】	―
21	フェンシング	○	○	○	○	60 名	60 名	±0名
22	柔道	○			○	129 名	138 名	－ ９名
23	ソフトボール	【対象者なし】				―	26 名	－ 26名
24	バドミントン	○	○	○	○	91 名	83 名	＋8名
25	弓道	【対象者なし】				―	【対象者なし】	―
26	ライフル射撃	○	○		○	34 名	30 名	＋4名
27	剣道	【対象者なし】				―	【対象者なし】	―
28	ラグビーフットボール	【対象者なし】				―	【対象者なし】	―
29	スポーツクライミング	○	○	○		50 名	54 名	－ 4名
30	カヌー	○	○	○	○	112 名	100 名	＋12名
31	アーチェリー	○	○			12 名	12 名	±0名
32	空手道				○	70 名	62 名	＋8名
33	銃剣道	【対象者なし】				―	【対象者なし】	―
34	クレー射撃	【隔年実施競技のため実施なし】					【対象者なし】	―
35	なぎなた	【対象者なし】				―	【対象者なし】	―
36	ボウリング				○	19 名	18 名	＋1名
37	ゴルフ			○	○	20 名	22 名	－ 2名
38	トライアスロン				○	4 名	5 名	－ 1名
		合計				1,609 名	1,405 名	＋204名

※第1回国スポ委員会の時と人数が変更しております。

※対象区分:①パリオリンピック競技大会参加者、②JOCオリンピック強化指定選手
③国内ランキング上位者、 ④中央競技団体強化指定選手

わた SHIGA 輝く国スポの宿泊について

1 宿泊取消料について

わた SHIGA 輝く国スポの宿泊取消料は、令和6年度第1回国民スポーツ大会委員会で決定された宿泊要項のとおり、先催県の規定から変更し、宿泊を取り消した場合は、宿泊要項の宿泊取消規定を上限とし、**各宿泊施設の取消料規定を適用する**こととしております。

また、対象の団体競技においては、**対戦相手との同宿や宿替えを行い、事前に勝ち残り数のみの客室確保**を行うことで、可能な限り宿泊取消料が発生しない配宿を行います。

【対象団体競技】※事前に、競技結果による勝ち残り数が把握できる競技
水泳(水球)、サッカー、ホッケー、バレーボール(6人制)、バスケットボール、ハンドボール、軟式野球、ソフトボール、ラグビーフットボール、高等学校野球(硬式・軟式)

2 課題および対応について

対象団体競技において、可能な限り宿泊取消料が発生しない配宿を進める中で把握した課題とそれらへの対応は以下のとおり。

(1)どの団体が勝ち残った場合でも**統一した食事条件で客室を確保する必要**がある。

【対応】

宿舎の食事条件(1泊2食、1泊朝食、1泊夕食、素泊まり)からの、**欠食控除は適用できないもの**とします。なお、現状の食事提供は以下のとおり予定しています。

①夕食提供の宿泊施設では、 現状の競技日程時間であれば、**夕食の提供が可能**。

②試合の開始時間等で**朝食が提供できない日は、1泊夕食や素泊まりの設定**とします。

③**少年種別については、全て1泊2食提供**の宿泊施設へ配宿予定。

④各宿泊施設へ近隣の食事処等を問い合わせされた場合は、可能な範囲で案内いたします。

(2)選手監督の宿泊料金等は、出発日に一括精算できる規定であるが、規定人数以上の申込みを行う場合等で発生する**宿泊取消料については、全日程終了後に精算となる場合がある**。

【対応】

対象団体競技の宿泊取消料は、出発日の精算のほかに、**後日、宿泊施設から宿泊責任者へ請求する**場合がある。なお、振込手数料についてはご負担をお願いします。

(3)競技運営上の理由により、**予選期間中であっても、試合結果に伴い宿泊が不要となるチームが発生する場合がある**。

例)水球【少年男子】について、予選リーグ(2日間)の日程が変更されたことに伴い、予選敗退となり、競技2日目の宿泊が不要となる場合がある。

【対応】

上記の場合の**宿泊取消料は、当該チームに負担していただきます**。